

旧浜詰小学校跡地 利活用提案募集要項



令和6年8月
京丹後市役所

1 名称

旧浜詰小学校跡地利活用提案募集

2 公募の趣旨等

(1) 趣旨等

未利用地の利活用を図り地域の振興等に繋がる事業を行っていただける事業者を対象に、この募集要項記載の土地を売却するものです。

応募しようとする方（以下「応募者」という。）は、募集要項の内容をしっかりと把握された上で、応募してください。

(2) 事務局（担当窓口）

京丹後市役所総務部財産活用課

京都府京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地 京丹後市役所 峰山庁舎 2 階

電話 : 0 7 7 2 (6 9) 0 0 8 0 (直) FAX : 0 7 7 2 (6 9) 0 9 0 1 (代)

E-mail : zaisan@city.kyotango.lg.jp

(3) 提案の内容等

応募者の提案内容は、次の要件を全て満たす内容としてください。

ア 実現性のある具体的な活用計画であること。

イ 応募者自身が対象物件を活用すること。

ウ 計画事業を実施する際、必要となる許認可等の手続きは応募者自身で行うこと。

エ 自己資金等により、計画事業を速やかに行うこと。

オ 対象物件周辺の景観や住民等に配慮した提案であること。

カ 地域の振興等が期待できる提案であること。

3 対象物件の概要等

(1) 対象物件

土地	
所在	京丹後市網野町浜詰（元浜詰）小字塚本 3 1 7 番 2 雑種地 2,432 m ²
	京丹後市網野町浜詰（元浜）小字塩井地 6 番 2 雑種地 175 m ²
	京丹後市網野町浜詰（元浜）小字塩井地 2 6 番 1 雑種地 47 m ²
合計地積	2,654 m ²
調査等	土壌調査及び地下埋設物調査を行っていません。

※詳細は、別添の「物件調書」を参考にしてください。なお、物件調書は参考資料のため、応募者は必ず、現地、近隣の状況及び諸規制について調査、確認を行ってください。

(2) 対象物件航空写真



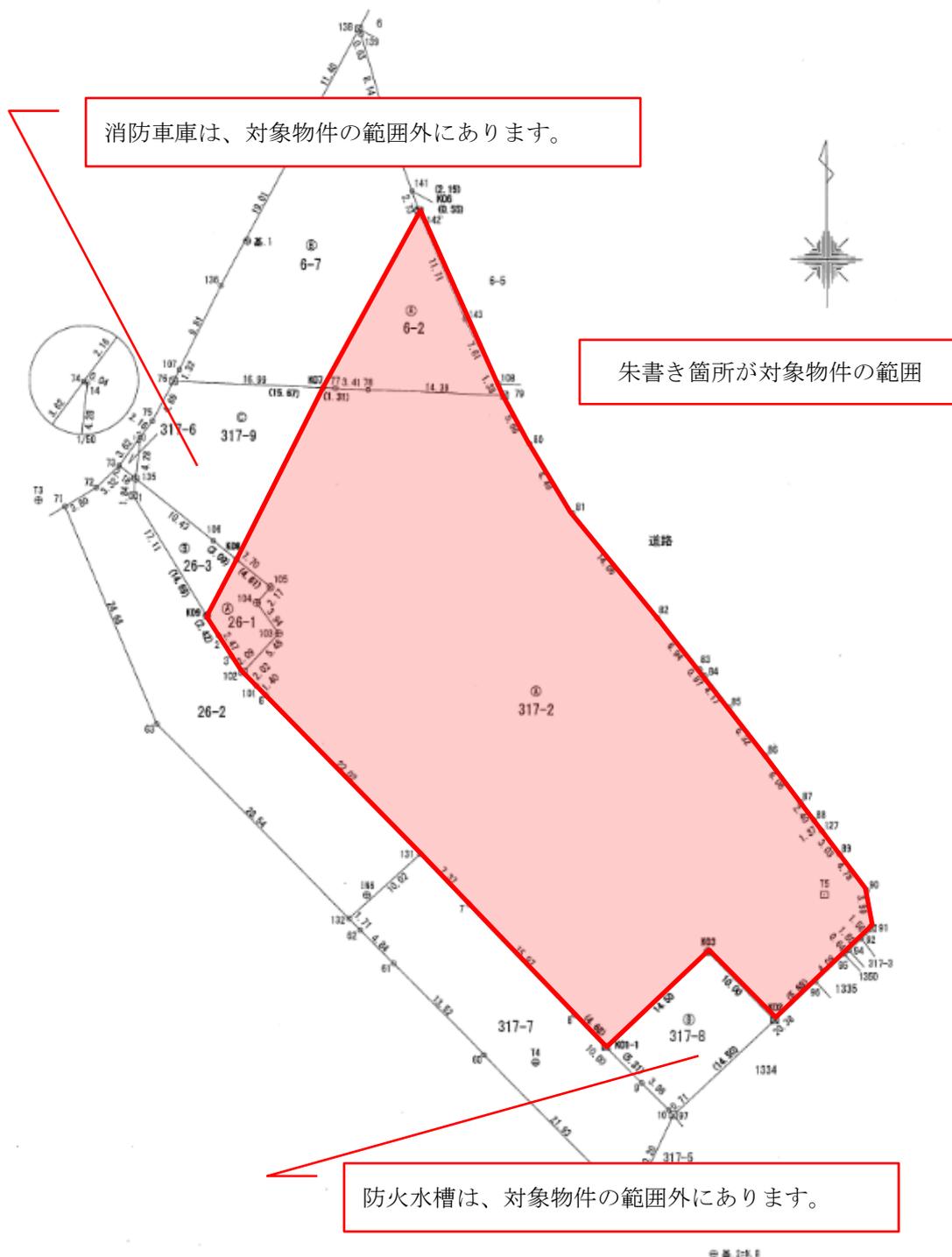
※この航空写真は、令和5年秋に撮影されたものです。

(3) 現地写真



※令和6年7月に対象物件等を撮影したものです。

(4) 対象物件測量図



(5) 最低売却価格

最低売却価格は、19,700,000円です。

※提案書類である土地譲受申出書（様式6-1）には、最低売却価格以上の金額を必ず記入してください。

※学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、又は日本赤十字社において学校施設、社会福祉事業施設、更生保護事業施設又は日本赤十字社の業務の用に供する場合は、売却価格

を5割に減額することができるものとします。(国有財産特別措置法第3条第4号又は京都府財産条例第5条第3号の規定に準じます。)

なお、上記の減額業務の用に供すると考えられる場合であっても、土地譲受申出書(様式6-1)には、最低売却価格以上の金額を必ず記入してください。

(6) 事業の実施等

① 事業の実施

事業者は、契約締結日の翌日から起算して10年間(以下「特約期間」という。)は提案内容に則し、対象物件を活用してください。ただし、やむを得ない理由により、提案事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ書面により京丹後市に申請し、承認を得る必要があります。

② 買戻し特約

提案された事業を確実に履行いただくため、特約期間は、京丹後市において買戻し特約の登記を行います。なお、買戻し特約の登記及び特約期間の経過以降の抹消登記に要する登録免許税は、事業者の負担となります。

(7) 対象物件活用に関する条件

① 関連する法令等を順守してください。

② 付近に民家、福祉施設、宿泊施設があるため、住民等の日常生活に支障をきたさない活用方法としてください。(騒音、振動、粉塵、悪臭、有害物質等を発生させないこと。)

③ 以下の用途の活用はできません。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する用途
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物を処理するための用途
- ・葬祭場等に類する多数の人が集まる施設、墓地・霊園、宗教施設など、その他近隣・周辺環境との調整が困難と想定される事業の用途
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会団体及びその構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者が使用する用途
- ・公序良俗に反する用途、公共の福祉に反する用途又は政治活動及び宗教的な用途

(8) 損害賠償等

① 応募者は、事業者とならなかったことにより生じる損害や賠償等について、京丹後市に一切請求できません。

② 応募者は、募集要項のスケジュールが遅延等した場合でも、遅延等により生じた損害や

賠償等について、京丹後市に一切請求できません。

(9) その他

- ① 京丹後市や監督官庁への申請・届出、その他対象物件の活用に関して必要な一切の手続きは、事業者の責任において行ってください。
- ② 事業者は、事業計画等について、近隣住民への周知、説明に努めるなど誠意をもって対応してください。なお、仮に、協議・調整事項等が生じた場合は、事業者の責任と負担において、迅速かつ丁寧な対応を行い、その解決に努めてください。

4 応募者の資格

(1) 応募資格

応募者は、以下に掲げる条件を全て満たしていることを要件とします。なお、応募にあたっては、他者と任意のグループを組んでグループ応募することもできます。

グループ応募する場合は、グループ内から代表する応募者1者（以下「代表応募者」という。）を選定してください。代表応募者は、事務局との連絡窓口となり提案等諸手続きを行うものとします。また、応募者又は応募グループの全ての構成員が、以下に掲げる条件を全て満たしていることを要件とします。

- ① 国内に住所を有する個人、国内に本店を有する法人、又は国内に事務所を有する団体（法律による定義を除き、法人その他の団体を以下「団体」という。）であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者（契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等）でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する市の入札参加制限を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく更正又は再生の手続きをしていない者であること。
- ⑤ 次に該当する者がいないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ・役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は適宜を供給するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ・京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
 - ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員
- ⑥ 契約締結に際し、京丹後市が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に準じて必要に応じて行う本人確認に応じることができる者（本人確認により取得した個人情報については、法令の規定に準じ、本人の同意なく他の行政庁に提供することがあります。）であること。
- ⑦ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑧ 住所地又は所在地（本店所在地）の市町村税に滞納がないこと。

(2) 応募資格の喪失

以下の事項に該当することが判明した場合、その時点で応募者の応募資格は喪失し、失格となります。なお、グループ応募の場合、グループを構成する構成員が以下に該当した場合は、当該グループは失格となります。

- ・「4 応募者の資格（1）応募資格」に規定する応募資格がない場合又は失った場合
- ・公正な審査に影響を与える行為があった場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・提出書類を期日までに全て提出しなかった場合
- ・土地譲受申出書（様式6-1）の買取金額が最低売却価格未満の場合

5 スケジュール及び手続き等

(1) スケジュール（注1）

募集要項の公表・配付	令和6年8月7日（水）～10月4日（金）
応募者の登録	令和6年8月7日（水）～10月4日（金）
現地確認の受付	令和6年8月7日（水）～10月4日（金）
質疑の受付	令和6年8月7日（水）～10月4日（金）
質疑に関する回答	令和6年8月14日（水）～10月9日（水）
提案書類の受付	令和6年10月10日（木）～10月18日（金）
事業計画ヒアリング等及び 事業候補者の決定	令和6年11月上旬
契約等の締結の予定（注2、3）	令和6年11月中旬
事業着手（注4）	対象物件引渡し日以降

（注1）上記スケジュールは予定であり、変更する場合があります。

（注2）売却価格を5割に減額する業務に該当し、その適用を受ける場合は、議会の議決（承認）が必要なため、契約は仮契約となります。なお、議会で議決（承認）されない場合は、仮契約は失効します。

（注3）事業候補者と売買契約に至らない場合には、次点の候補者と協議を行います。

（注4）事業者からの売却代金の納付を確認した後、対象物件は現状有姿で引渡します。

(2) 応募の手続き

①募集要項の公表・配付

事務局にて配付します。また、京丹後市ホームページからもダウンロードできます。

配付期間	令和6年8月7日（水）～10月4日（金） 8時30分から17時15分まで ※土、日、祝日及び開庁日の12時から13時までを除く。
配付場所	事務局（京丹後市役所峰山庁舎 総務部 財産活用課）
京丹後市ホ一	https://www.city.kyotango.lg.jp

ホームページのアドレス	市ホームページ内での検索ワード 「プロポーザル」「公募」「旧浜詰小学校」「利活用」 ※QRコード 
-------------	--

②応募者の登録

ア 登録の方法

応募者は、応募登録申込書（様式1-1）等の提出書類について、不足がないか確認（応募登録提出書類チェックリスト（様式8-1））後、受付期間内に持参又は郵送により事務局へ提出してください。

受付期間	令和6年8月7日（水）～10月4日（金） 8時30分から17時15分まで ※土、日、祝日及び開庁日の12時から13時までを除く。 ※郵送の場合、10月4日（金）必着。
受付場所	事務局（京丹後市役所峰山庁舎 総務部 財産活用課）
提出書類 <u>（各1部を提出してください。）</u>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募登録申込書（様式1-1） ・暴力団に該当しないことの誓約書（様式1-3） ・資格に関する誓約書（様式1-4） ※グループを組んで応募の場合は、「グループ構成員調書（様式1-2）」を、提出してください。 ※グループの場合は、構成員が作成する必要がある「様式1-3」「様式1-4」を1部作成し、これを代表応募者が取りまとめ、提出してください。 <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票（マイナンバーの記載のないもの） ・消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書 ・市町村税の滞納がないことの証明書（住所地） <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人登記簿謄本 ・定款、規約、又はこれに類する書類 ・消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書 ・市町村税の滞納がないことの証明書（本店所在地） <p>【団体の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人に準じてください。

イ 応募登録者の変更

グループの構成員の一部変更をする場合は受付期間内（10月4日（金）まで）に、「グループ構成員変更届出書（様式1-5）」と新たな「グループ構成員調書（様式1-2）」を事務局へ提出してください。

ウ 応募登録の取下げ

応募者が、応募登録者としての地位の抹消を希望する場合は、「応募登録取下書（様式1-6）」を事務局へ提出してください。

③現地確認

日程調整のうえ、現地確認を随時行います。希望する応募者は、「現地確認申込書（様式2）」事務局まで持参、郵送、FAX、メールにより提出してください。FAX提出の場合は、必ず電話にてFAXを送信した旨を連絡してください。

現地確認	日程調整により実施 ※日程が合わない場合は、実施できない場合があります。 ※「10時から11時まで」又は「14時から15時まで」のいずれかでとなります。（1時間以内）
受付期間	令和6年8月7日（水）～10月4日（金） 8時30分から17時15分まで ※土、日、祝日及び開庁日の12時から13時までを除く。
受付場所	事務局（京丹後市役所峰山庁舎 総務部 財産活用課）
提出書類	「現地確認申込書（様式2）」

④質疑の受付

募集要項に関する質疑は、全て「質問書（様式3）」によって行います。質疑内容は簡潔・明瞭に記載し、事務局まで持参、郵送、FAX、メールにより提出してください。FAX提出の場合は、必ず電話にてFAXを送信した旨を連絡してください。

※口頭、電話による質疑等及び受付期間経過後の質疑には、一切対応しません。

※抽象的・不確定なもの、応募者の意見表明と解される質疑に対しては、回答できない場合があります。

受付期間	令和6年8月7日（水）～10月4日（金） 8時30分から17時15分まで ※土、日、祝日及び開庁日の12時から13時までを除く。
受付場所	事務局（京丹後市役所峰山庁舎 総務部 財産活用課） TEL：0772（69）0080（直） FAX：0772（69）0901（代） E-mail： zaisan@city.kyotango.lg.jp

⑤ 質疑に対する回答

質疑に関する回答は、京丹後市ホームページで公開し、この回答の公開をもって、募集要項の補完、追加、修正及び解釈に関する補足とします。

※回答において、個別の名称等の特定できる内容は、変更する場合があります。

回答予定日	令和6年8月14日（水）～10月9日（水）
回答場所	京丹後市ホームページ内

⑥ 提案書類の受付

ア 提案書類の提出方法・受付期間

応募者は、提案書類の不足がないか確認（提案提出書類チェックリスト（様式8-2））の後、受付期間内に提案書類等を事務局に持参又は郵送してください。

※全ての提案書類を受付期間内に提出しなかった場合は、失格となります。

※応募登録数や他者の応募内容の状況等についての問合せには、一切回答しません。

※応募者の提案内容等にかかる助言又は回答の要請・依頼等には、一切対応しません。

受付期間	令和6年10月10日（木）～10月18日（金） 8時30分から17時15分まで ※土、日、祝日及び開庁日の12時から13時までを除く。 ※郵送の場合、10月18日（金）必着とします。
受付場所	事務局（京丹後市役所峰山庁舎 総務部 財産活用課）

イ 提出書類

提案書類として、下記の書類を提出してください。

なお、応募者は提案書類の作成にあたり、事務局に助言等を求めることはできないため、必要がある場合は、質疑の受付によりお問い合わせください。

提出書類 <u>（各1部を提出してください。）</u>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案に関する誓約書（様式4） ・提案書表紙及び趣旨書（様式5-1） ・完成予想図（様式5-2） ・収支計画書（様式5-3） ・土地譲受申出書（様式6-1） ・減額申出書（様式6-2） ※様式6-2は、減額の要件に該当し、減額を希望する場合のみ提出してください。 ・事業実績に関する調書（様式7） ※グループを組んでの応募の場合は、全ての構成員が作成する必要がある「様式4」「様式7」を作成し、これを代表応募者が取りまとめ、提出してください。
------------------------------------	--

	<p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の所得税確定申告書、青色申告決算書等の写し <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の決算書（貸借対照表、損益計算書、附属明細書等を含む）の写し <p>【団体の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の決算書等、法人に準じてください。 <p><応募者により提出書類が変わります。></p> <ul style="list-style-type: none"> ※グループで応募の場合は、全ての構成員にかかる書類を代表応募者がとりまとめ、提出してください。 ※指定の書類を所有しない場合は、任意様式にその旨を記載し、提出してください。
--	---

【任意様式】

京丹後市からの提案様式以外でも、提案様式で記載すべき内容を記載している場合は、独自様式での提出も可能です。この場合でも、様式番号は記載してください。

また、提案事業が様々であることが想定されることから、収支計画書の様式は任意の様式で令和7年度から10年以上の収支計画を作成して提出いただくことは可能です。

(3) 注意事項

①費用の負担

応募、書類作成等に関し必要な費用は、全て応募者の負担とします。

②書類等の変更の禁止

提出した提出書類の修正等はありません。ただし、受付期間内（応募者の登録：8月16日（金）から10月4日（金）まで、提案書類の受付：10月10日（木）から18日（金）まで）であれば、提出書類を一旦取り下げて改めて提出することは可能です。（応募者の登録期間におけるグループ構成員の変更手続きを除きます。）

③使用言語及び単位

提出書類等における使用言語は、日本語、単位は、メートル法で行うこととします。

④著作権

提出書類等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、京丹後市が必要とするときは、提案書類等の全部又は一部を京丹後市が無償で使用できるものとします。

⑤提案書類等の取り扱い

提出内容、応募団体名・事業計画概要等を公開することがあります。著作権及び工業所有権（特許権・実用新案・意匠権・商標権）等無体財産権その他の権利を応募提案に使用する場合、応募者は、権利者の承認を得ているものとして取り扱います。なお、受付期日経

過後は、提出書類を返還しません。

⑥その他

提案に当たっては、応募者の責任において、関係法令等を十分調査するとともに、事業実施に当たっては、関係法令等を遵守した計画としてください。

6 事業計画ヒアリング等

(1) 実施場所及び日時

実施場所及び日時は、応募者に文書で通知します。

(2) 提案説明時間

応募者による説明は30分以内、質疑応答は30分以内とします。

提出書類(任意)	事業計画ヒアリング審査において応募者が提案説明に有効と考える書類を追加して提出することは可能です。
----------	---

(3) 説明留意事項

- ① 説明に要する応募者の経費は、全て応募者の負担とします。
- ② 応募者が審査会場に入れる人数は、5名までとします。なお、途中の交代はできません。
- ③ パソコン等を用いて説明を行う場合は、スクリーン、プロジェクターは、本市で準備しますが、パソコンは応募者が持参ください。なお、パソコン等を使用する場合、実施日の7日前までに事務局に連絡してください。
- ④ 説明は、WEB会議方式(ZOOM)でも行うことができます。なお、WEB会議方式(ZOOM)での説明を希望する応募者は、実施日の7日前までに事務局に連絡してください。

(4) ヒアリング審査等の方法

- ①提案書類等、応募者による説明、質疑応答等をもとに審査等(評価)します。
- ②議事内容は、非公開とします。

(5) 審査項目

提案の審査等は、次の審査項目で行います。

事業計画・施設計画・地域貢献に応じた評価点 70点
・事業実施に伴う雇用者数 ・事業開始時期や効果発現時期 ・事業実施効果の内容 ・事業の推進体制などの構築 ・事業実績 ・収支計画 ・事業の発展性

- ・施設の特徴や効果
- ・周辺環境などに配慮を行った施設
- ・自治会等との連携

買取金額に応じた評価点 30点（満点）

買取金額に応じた評価点は、①基礎点（18点）と②買取金額に応じた加点（満点12点）の合計で評価します。

※土地譲受申出書（様式6-1）記載の買取金額で判断します。

①基礎点（18点）

最低売却価格以上の買取金額が記載されている場合、基礎点18点を付します。
なお、最低売却価格未満の買取金額の場合は失格となります。

②買取金額に応じた加点（満点12点、少数点第2位四捨五入）

満点12点を応募者数で除した点数に、買取金額の高い応募者から順位点数を乗じて、加点します。

<計算例>

例1) 応募者数が2者の場合（応募者数で割った点 $12 \text{点} \div 2 = 6 \text{点}$ ）

最高買取金額の応募者（満点）12点（順位点2点×6点）

次の応募者 6点（順位点1点×6点）

例2) 応募者数が5者の場合（応募者数で割った点 $12 \text{点} \div 5 = 2.4 \text{点}$ ）

最高買取金額の応募者（満点）12点（順位点5点×2.4点）

2位の応募者 9.6点（順位点4点×2.4点）

3位の応募者 7.2点（順位点3点×2.4点）

4位の応募者 4.8点（順位点2点×2.4点）

5位の応募者 2.4点（順位点1点×2.4点）

(6) 事業候補者の選定

①事業計画のヒアリング審査において、評価点の得点順で事業候補者を選定します。

※評価点の平均が60点未満の場合は、「失格」となります。

②審査結果は、全ての応募者（グループの場合は、代表応募者にのみ）に対して文書により通知します。併せて、審査結果の概要は、京丹後市ホームページで公表します。なお、審査や審査結果にかかる質問や異議等の申立ては、一切受け付けません。

③事業候補者と売買契約を締結します。

※事業候補者の不測の事態等の理由により、契約に至らない場合には、次点の応募者を事業候補者として協議します。次点の事業候補者との協議においては、土地譲受申出書（様式6-1）に記載された応札金額を用いるものとします。

7 契約に関する事項

(1) 土地売買契約の締結

①売買契約書に貼付する収入印紙は、事業候補者の負担とします。

②契約締結までの期間

事業候補者を選定したことを通知する文書（以下「事業候補者選定の通知」という。）の発送日の翌日から起算してから7日以内の日付で契約締結することとなります。

(2) 売買代金の納入・所有権移転・土地引渡し

①売買代金は、京丹後市の請求日から30日以内に京丹後市が発行する納入通知書により一括して支払わなければ。なお、納入通知書に記載する金融機関以外で支払う場合の払込手数料等は、事業者の負担となります。

②所有権移転日は、売買代金の納入があった日とし、対象物件を現状有姿にて引渡します。

③所有権移転登記は、土地引渡し後、嘱託登記により京丹後市で行いますが、登録免許税等の登記に要する一切の費用は、事業者の負担となります。

④所有権移転登記後に生じる公租公課（不動産取得税、固定資産税）は、全て事業者の負担となります。

（参考）対象物件の令和6年度固定資産評価額：24,475,188円

(3) 買戻し特約

①提案された事業を確実に履行いただくため、特約期間で買戻し特約の登記を京丹後市で行います。なお、買戻し特約の登記に要する費用は、事業者の負担となります。

②特約期間に、契約で定める買戻し権行使事由が発生した場合は、対象物件の買戻しを行います。この際の買戻し金額は、売買代金及び事業者が負担した本契約の費用とし、売買代金等には利息は付さないものとします。買戻しの手続きについて事業者は、全て京丹後市の指示によって行うものとし、その登記に要する費用は、事業者の負担とします。また、事業者は、対象物件に投じた費用、有益費等の費用及び対象物件にかかる公租公課を京丹後市に請求できないものとします。

③特約期間の経過以降に、事業者の請求と費用負担により京丹後市は買戻し特約の抹消登記を行います。この場合の登録免許税についても、事業者の負担とします。

(4) 契約不適合責任等

①京丹後市との契約締結後、事業者は、民法、商法及び契約書の条項にかかわらず、対象物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除の請求をすることはできません。

②本契約の締結から対象物件の引渡しまでの間に、天変地異等の京丹後市及び事業者いずれの責にも帰さない理由により、対象物件が毀損した場合でも、事業者は、京丹後市に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることはできません。

8 応募・問い合わせ先

京丹後市総務部財産活用課

京丹後市峰山町杉谷 889 番地 京丹後市役所峰山庁舎内

電話 : 0772 (69) 0080 (直) FAX : 0772 (69) 0901 (代)

E-mail : zaisan@city.kyotango.lg.jp